

地域共生型廃棄物発電等導入促進事業



【令和7年度要求額 1,300百万円 (新規)】

地域の廃棄物を地域エネルギーとして利活用することで、地域の脱炭素化及び地域貢献を推進する。

1. 事業目的

- 再生利用が困難な廃棄物について、廃棄物発電等によりエネルギーを創出・利活用する事業を推進する。
- PCBに汚染された変圧器等を高効率製品に交換にすることによるCO2削減推進、脱炭素化を推進する。

2. 事業内容

(1) 地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業

廃棄物エネルギーを活用した地域共生・地域循環、社会全体での脱炭素化につなげるため、再生利用が困難なため焼却する廃棄物（廃プラ等）から熱回収等によりエネルギーを創出・活用し、かつ、災害廃棄物受入による地元自治体との協力体制の構築等を行う事業を支援する。これにより、CO2排出削減に加え廃棄物処理施設を自立分散型エネルギー源とし、**創出したエネルギーの地域内での利活用を促すとともに、地域・くらしの安全・安心、防災力の向上を目指す**。本事業では、地域貢献等の要件を満たす高効率熱回収に資する廃棄物発電設備等（熱や電気等を施設外でも確実に利用すること）の費用の一部を補助する。

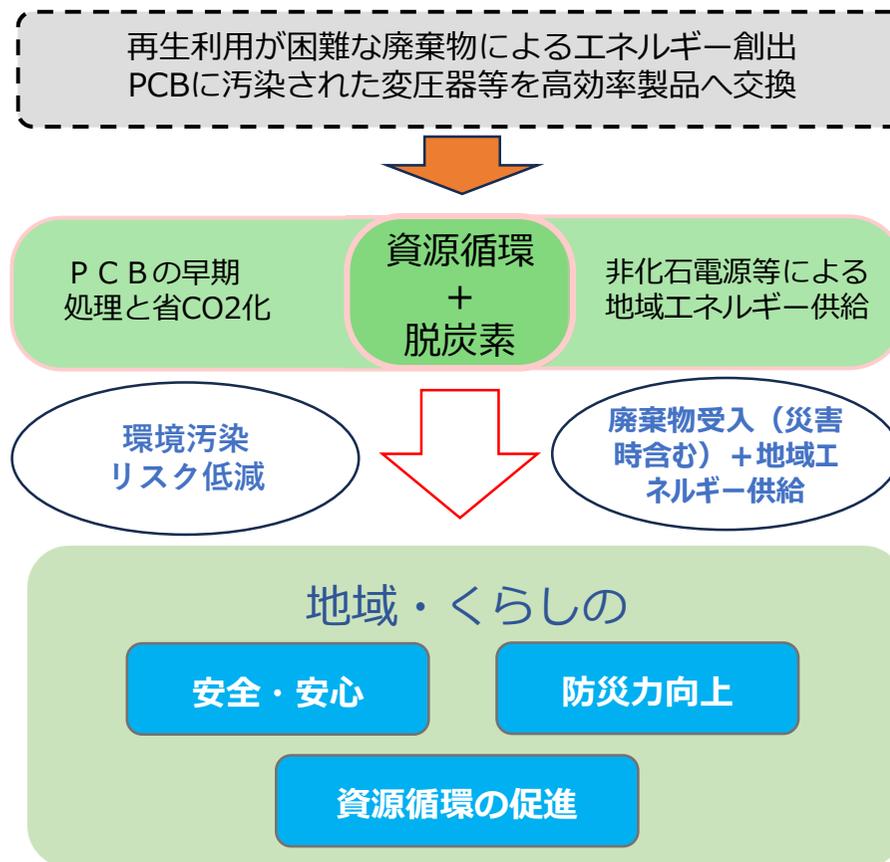
(2) PCBに汚染された変圧器等の高効率化によるCO2削減推進事業

高効率変圧器等の導入によるエネルギー起源CO2の排出削減、**交換により発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減等の政策目的の同時達成を図る**ため、変圧器等のPCB含有の有無の調査及びPCBに汚染された変圧器等の高効率製品への交換（リースによる導入も対象）に要する費用の一部を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1) 補助率 1/3 (上限1.5億円)
(2) 補助率 1/3 (上限100万円)、1/10
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 (1) 令和7～令和11年度、(2) 令和7～令和8年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 (03-6205-4903)